

## 障害者施設に係る消防法令の改正および火災予防対策について

H30.10.25

## 障害者施設に係る消防法令の改正について

## 《消防法令の改正の趣旨》

- 1、社会福祉施設等の態様が多様化、複雑化している背景を踏まえて、消防法令上における社会福祉施設等（6項ロ又はハ）の用途区分の改正が行われました。
- 2、平成25年2月の長崎市認知症高齢者グループホーム火災を契機に安全対策について検討が行われ、消防用設備等の基準の改正がなされました。
- 3、認知症高齢者グループホーム火災の対策検討の中で、障害者施設等の安全対策についても検討がなされ、併せて改正がなされました。

## 《改正法令の施行日》

平成27年4月1日施行

（既存施設等は一部を除き、平成30年3月31日まで経過措置期間がありました。）

## 《改正の概要①：用途区分の見直し》

6項ロ（自力避難困難者入所福祉施設等）	6項ハ（老人福祉施設、児童養護施設等）
<b>（1）高齢者施設</b> ・老人短期入所施設 ・養護老人ホームなど	<b>（1）高齢者施設</b> ・老人デイサービスセンター ・老人福祉センターなど
<b>（2）生活保護者施設</b> ・救護施設	<b>（2）生活保護者施設</b> ・更生施設
<b>（3）児童施設</b> ・乳児院	<b>（3）児童施設</b> ・保育所 ・児童養護施設など
<b>（4）障害児施設</b> ・障害児入所施設	<b>（4）障害児施設</b> ・児童発達支援センター ・情緒障害児短期治療施設 ・児童発達支援施設 ・放課後等デイサービス施設
<b>（5）障害者施設</b> ・障害者支援施設※1 ・短期入所を行う施設 ・共同生活援助を行う施設※1	<b>（5）障害者施設</b> ・身体障害者福祉センター ・障害者支援施設※2 ・地域活動支援センター ・就労移行支援施設 ・就労継続支援施設 ・共同生活援助を行う施設※2

※1 避難が困難な障害者を主として入所させるもの

※2 6項ロ（5）に掲げるものを除く

**【避難が困難な障害者を主として入所させるもの】**

★障害者総合支援法の障害支援区分が4～6の者が施設定員の概ね8割を超えること。

《注意》同じ用途の施設でも、入所者などの実態にて項目が分かれます。

(例) 共同生活援助施設⇒定員10名⇒障害者支援区分4～6が9名⇒6項口			
	//	⇒	// ⇒障害者支援区分4～6が6名⇒6項ハ

《改正の概要②：改正に係る主な消防用設備等》

		6項口	6項ハ	
消火器		すべて設置	150㎡以上	
自動火災報知設備		すべて設置	入居・宿泊あり すべて設置	入居・宿泊なし 300㎡以上
火災通報装置		すべて設置 (自動火災報知設備と連動)	500㎡以上	
スプリンクラー設備		すべて設置※1 (一部施設は275㎡以上)	6000㎡以上	
屋内消火栓設備	基準	700㎡以上	700㎡以上	
	2倍	1000㎡以上	1400㎡以上	
	3倍		2100㎡以上	

構造・階数などによって設置基準が異なる場合があります。設置に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関に相談してください。

※1 6項口(1)(3)はすべて。6項口(2)(4)(5)の防火対象物は、介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの。

**【介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの】**

乳児、幼児並びに6項口(2)(4)(5)に掲げる施設に入所する者(6項口(5)に掲げる施設に入所する者にあつては、障害支援区分が4以上の者に限る。)のうち、認定調査項目の6項目のいずれかにおいて、「支援が必要」などに該当する者が、利用者の概ね8割を超える施設をいう。

『障害者支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令』別表1

群	項目					
3	移乗	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
3	移動	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
6	危険の認識	支援が不要	部分的な支援が必要		全面的な支援が必要	
6	説明の理解	理解できる	理解できない		理解できているか判断できない	
8	多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
8	不安定な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要

表のうち、赤字の項目に該当する者は「介助がなければ避難できない者」となる。

## 火災予防対策について

### 《防火管理者の選任》

防火管理者の選任義務がある施設では、「防火管理者選任（解任）届出書」「消防計画作成（変更）届出書」の届出が必要となります。

防火管理者は、防火管理業務の推進責任者として、防火管理に関する知識を持ち、強い責任感と実行力を兼ね備えた管理的又は監督的な地位にある方でなければなりません。

#### 【選任が必要な施設】

6項ロ・・・収容人員10人以上

6項ハ・・・収容人員30人以上

※障害者施設の収容人員は、従業員数と要保護者数の合計となります。

#### 【防火管理者の責務】

消防計画の作成、消防計画に基づく消防訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務をする必要があります。



### 《防災規制》

障害者施設等は防災防火対象物に該当し、その施設で使用するカーテン・布製のブラインド・暗幕・じゅうたんなどの防災対象品は、防災処理を施したものを使用し、防災表示を付する必要があります。これは、カーテンのように垂れ下がっているものは、火源に接した場合に着火物となり、いったん着火すると、その火が天井まで駆け上がり、火勢が急速に拡大する危険性があることから、一定の防災性能を有しているものでなければ使用できないこととされています。

消防法に規定する防災対象品以外の寝具、衣類などの繊維製品で、火災予防に有効でその使用が推奨されるものがあります。施設で使用する寝具などを防災製品に更新することによって、火災が拡大しにくい環境を作ることも有効な火災予防対策となります。

消防庁登録者番号
<hr/>
<b>防 災</b>
登録確認機関名 公益財団法人 日本防災協会

	事業所番号
<hr/>	<hr/>
防災製品	(公財)日本防災協会

## 《自衛消防訓練の進め方》

### ○自衛消防訓練の計画

防火管理者の選任義務のある施設では、年2回以上訓練を行う必要があります。年度の事業計画作成時などに、自衛消防訓練の実施時期及び各回の訓練の目的や内容を定め、計画的に実施しましょう。

#### ポイント！

毎回同じ内容の消火訓練や避難訓練を行うのではなく、新たな職員や施設利用者が入る4月に基本的な訓練を実施し、徐々に難易度を上げるなど、年間を通して行動力を高める工夫をしてください。

任務や施設の特異性などを確認する、職員による会議方式の訓練も有効です。

### ○事前検討

訓練実施前に訓練の目的を明確にするとともに、関係する職員で訓練の打ち合わせや訓練想定などの情報共有を行い、訓練の効果が実感できるよう努めてください。

### ○訓練の実施

実際に施設利用者を避難させる場合は、避難経路に補助する職員を配置するなど、怪我の防止に配慮してください。

また、自動火災報知設備等を使用する訓練では、消防署やセキュリティ業者へ自動的に通報されないよう、連動スイッチ等を切断する必要があります。ご不明な場合は、消防署や消防設備業者、セキュリティ業者等にご相談ください。

### ○訓練結果の活用

訓練を行った結果を検討し、推奨・検討事項を次回以降の訓練に反映させてください。

## 《施設職員の訓練》

### ○施設の特性把握

施設利用者の障がいの程度や年齢層により、施設における危険性はそれぞれ違います。

自己施設の危険性を把握し、災害発生時に優先すべき事項を考慮した消防計画や自衛消防訓練の進め方が必要になります。

### ○組織的な自衛消防活動

災害発生時には、発見・通報・初期消火・避難誘導など、複数の任務を迅速かつ同時に行うため、組織的な活動が必要であり、防火管理者などの指揮者には、強い統制力と適切な判断が求められます。

自衛消防訓練は、施設利用者の避難だけが目的ではなく、指揮者の行動力を向上させるものと自覚するとともに、指揮者不在時の態勢を考慮して訓練することも必要です。

### ○消防用設備の活用方法

施設に設置されている消防用設備は障がいの程度や宿泊の有無、建物の構造や大きさなどにより違いがあります。自己施設にどんな消防用設備が設置されているか確認し、その使用方法を覚えましょう。

## ○発見時の行動

どこで何が燃えているか確認します。自動火災報知設備が設置されている場合は、受信機で作動した感知器の位置を確認後、現場へ向かいます。特定小規模施設用自動火災報知設備では、受信機が設置されていない場合があり、現場を探索する時は、消火器やマスターキーなど、必要な資機材を携行しましょう。

火災を確認したら、周囲の人に大きな声などで火災を知らせ、自力で避難できる人には避難を促します。

## ○通報時の行動

火災通報装置が設置され、自動火災報知設備又は特定小規模施設用自動火災報知設備と連動している場合は、自動的に119番通報されるため、職員の数が少ない時は消火や避難を優先させましょう。

自動火災報知設備等と連動していない火災通報装置が設置されている施設は、火災発見後速やかに「火災通報ボタン」を押下します。

火災通報装置がない施設では、速やかに119番通報してください。

119番通報と併せ、放送設備などを活用して火災発生場所や避難開始を周知し、各職員は安全な避難経路を判断し、避難を開始させます。

## ○初期消火時の行動

初期消火の担当者は、設置されている消火設備を活用して消火活動を行います。消火不能時は、扉を閉めて煙の拡散を防止してください。

## ○避難誘導

避難の誘導は、火点に近い場所から実施し、防火戸、防火シャッター、部屋の扉等を閉めながら避難してください。また、トイレ等の死角になる部分の逃げ遅れた人の有無も忘れずに確認します。

## ○夜間等の職員数が少ない時の行動

職員が多数勤務している時は、任務分担を効率的に行い活動しますが、夜間等で職員が少ない場合の任務も計画しておく必要があります。

避難誘導は地上へ通じる避難階から屋外へ逃がすことが原則ですが、職員が少ない場合は、火災発生エリアの施設利用者を防火戸の外やバルコニーなど安全な場所へ一時的に待機させることを優先します。

その場合には、携帯電話などで再度119番通報を行い、一時的に待機している場所を伝えましょう。

## ○応急救護技術の習得

災害現場に危険はつきものです。職員全員が自信を持って応急手当を行うことが望まれます。定期的に応急救護訓練を実施しましょう。

消防署で実施する救命講習を受講することもお勧めです。



## ○電子学習教材の活用（紹介）

東京消防庁ホームページには、小規模社会福祉施設等の職員向けの電子学習教材が用意されています。

消防用設備等の使用方法や施設利用者の搬送方法を学習できます。いつでもどこでも一人で訓練できますので活用してみてください。

